

令和8年度年間定期利用予約申請要領（三次募集用）

1 予約申請について

(1) 申請対象者

年間を通じて定期的（概ね週1回以上）に利用を希望する市内の団体

(2) 申請できる施設

先着順で申請を受け付けるため、ご来庁時点で空いている施設から選択してください。

二次・再募集時点での希望施設が空いていてもご来庁時に空いていない場合があります。あらかじめご了承ください。

二次・再募集抽選後の空き施設は、上越市ホームページまたは、上越市教育委員会スポーツ推進課及び各総合事務所教育・文化グループにて、1月23日（金）から閲覧できます。

※※上越市ホームページ掲載場所※※

トップページ>組織でさがす>スポーツ推進課>新着情報>令和8年度 体育施設等の年間定期利用予約状況

施設の詳細は、別紙定-2-1「対象施設一覧表（学校体育施設・体育館）」、別紙定-2-2「対象施設一覧表（学校体育施設・グラウンド）」及び別紙定-3「対象施設一覧表（一般体育施設）」をご覧ください。

(3) 申請できる施設利用時間

- 利用時間は、利用を開始する時刻（準備を含む）から退室する時刻（片付けを含む）です。これらを踏まえた時間をご申請ください。
- 開館時間外の利用および申請はできません。

(4) 申請できる活動回数について

- 申請できる活動回数の上限は、ありません。

2 申請方法について

記載例を参考に、申請書（「令和8年度学校・一般体育施設等の年間定期利用予約申請書（三次募集）」）に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

3 予約申請の調整方法について（決まり方）

- スポーツ推進課に来庁いただいた順番（先着順）で空き施設から申請します。
- ご申請いただいた施設は、そのまま当選となります。

4 予約決定後の手続き（本申請）について

- 予約の決定通知は、令和8年2月上旬頃に送付する予定です。
- 本申請の手続きは、学校体育施設は2月下旬、一般体育施設は使用する2か月前までに下記申請窓口で行ってください。お手続きの詳細は、予約決定の通知時に改めてお知らせします。

裏面あり

6 その他

- ・ 予約が決定した場合でも、市や学校の行事、各種大会、工事等で使用できなくなる場合があります。必ず本申請時に受付窓口で確認してください。
- ・ 土日祝日は、大会等で使用できない場合があります。大会開催数の多い体育館の令和7年度の開催状況を開示しますので、参考にしてください。
- ・ 高田城址公園の体育施設について、観桜会期間中（開花状況によって、期間が変更になる場合があります）は、駐車場及びナイト照明の利用はできませんので注意してください。
- ・ 申請内容の不備や虚偽記載があった場合、また申請者と連絡が取れない場合は、申請を無効にする場合があります。
- ・ 学校体育施設における減免について、二次申請以降は抽選で対応区外となった場合は通常の50%減免で本申請をしていただきますのでご了承ください。
- ・ 例年、繰り返しお願いしているところですが、年間定期予約を必要以上に確保し、実際は利用しないケースが未だに見受けられます。こうした行為を確認した場合は、年間予約を全て取り消しますので、必要以上の予約は厳に慎むようお願いします。
- ・ また、こうした行為を確認した場合は、下記の問い合わせ窓口まで連絡をお願いします。
- ・

問い合わせ先

スポーツ推進課	(025-545-9257)	安塚区 教育文化グループ	(025-592-2003)
浦川原区 教育文化グループ	(025-599-2104)	大島区 //	(025-594-3101)
牧区 //	(025-533-5141)	柿崎区 //	(025-536-6714)
大潟区 //	(025-534-6808)	頸城区 //	(025-530-2360)
吉川区 //	(025-548-2311)	中郷区 //	(0255-74-2695)
板倉区 //	(0255-78-2141)	清里区 //	(025-528-3111)
三和区 //	(025-532-2323)	名立区 //	(025-537-2126)